

日医発第 254 号（生教）
令和 7 年 5 月 8 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
今 村 英 仁
(公印省略)

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局長から標記通知が発出され、令和 7 年 4 月 1 日から適用されましたので、ご連絡申し上げます。今回の改正は、補助対象として従来の教育指導経費に加え広域連携型プログラム作成経費および第三者評価受審経費が位置付けられたものです（添付資料 1）。

広域連携型プログラムにつきましては、「『医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について』の一部改正について」（令和 7 年 4 月 8 日付け日医発第 112 号（生教））をご参照ください。

第三者評価受審経費につきましては、平成 7 年 3 月 31 日付け厚生労働省令第 40 号をもって「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」の一部が改正され（添付資料 2 別添 1、令和 7 年 4 月 1 日施行）、基幹型臨床研修病院の管理者に対して、臨床研修の実施状況について有識者による第三者評価を受けるとともに、その結果を公表することを努力義務としたことから、その受審経費を計上したものです。なお、第三者評価の実施団体は、NPO 法人卒後臨床研修評価機構（JCEP）です（以上、添付資料 2）。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

(添付資料)

1. 「医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について」
(令和7年4月14日付け医政発0414第41号厚生労働省医政局長通知)
2. 「臨床研修の第三者評価の受審等に係る省令改正について(周知)」
(令和7年4月1日付け事務連絡厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室)

医政発 0414 第 41 号
令和 7 年 4 月 14 日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記については、「医師臨床研修費補助事業の実施について」（平成 16 年 10 月 7 日付け医政発第 1007014 号医政局長通知）の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、地域における医師不足及び医師偏在対策を実施し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的とする。

2 補助対象

(1) 教育指導経費、広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修に関する省令」という。）に基づき指定を受けた臨床研修病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

(2) 地域協議会経費

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下「省令施行通知」という。）の25に基づく臨床研修に関する地域医療対策協議会（以下「地域協議会」という。）であり、都道府県内の臨床研修病院ごとの募集定員の調整等について協議する際に、意見を求めることとしているものを対象とする。

3 補助対象外

国（国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。）が開設する病院又は設置する地域協議会（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院又は地域協議会において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に

定める。

4 事業内容

省令施行通知に基づく臨床研修事業とする。

5 申請の手続き

(1) 教育指導経費、広域連携型プログラム作成経費及び第三者評価受審経費

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

- ① 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

- ② 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。
- ③ 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) 地域協議会経費

補助金の申請は、地域協議会の設置者が所要の経費をとりまとめ、手続きを行うこととする。

事務連絡
令和7年4月1日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

臨床研修の第三者評価の受審等に係る省令改正について（周知）

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、下記のとおり「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」が公布・施行されましたので、管内の臨床研修病院等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 省令改正について（別添1参照）

①改正の趣旨

臨床研修の第三者評価については、「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」（令和6年3月25日）において、「臨床研修省令において、第三者評価の受審及び受審結果の公表を努力義務として規定すること。」と取りまとめられたことを踏まえ、臨床研修の質の維持・向上や一層の受審促進を図る観点から、所要の改正を行うものです。

②改正の概要

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1項第1号に規定する基幹型臨床研修病院の管理者に対して、

- ・ 臨床研修の実施状況について有識者による第三者評価を受けるとともに、
- ・ その結果を公表すること

を努力義務とするものです。

③適用期日

令和7年4月1日

2. 第三者評価の実施団体

NPO 法人卒後臨床研修評価機構（JCEP）

URL : <https://www.jcep.jp/>

3. 第三者評価の受審に係る財政支援（別添2参照）

令和6年度補正予算において、臨床研修の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について計上しています。

なお、詳細（補助対象・基準額・交付申請等の手続など）については、今後、別途通知します。

以上

【参考】

「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書」（令和6年3月25日）抜粋

2. 臨床研修病院の在り方について

1) ～ 2) (略)

3) 臨床研修の質の維持・向上について

(a) 第三者評価

〈現状・課題〉

○基幹型病院については、臨床研修の質の維持・向上を図る観点から、省令施行通知において「第三者による評価を受け、その結果を公表することが強く推奨される」とされている。また、平成30年報告書は、「今後の普及状況や第三者評価を行う実施機関の運用状況等に基づき、次回以降の見直しの際に、第三者評価を義務化することを前提とした検討を行うべきである」としている。

○現在、我が国において臨床研修病院の第三者評価を実施する団体としては、NPO法人卒後臨床研修評価機構（以下「JCEP」という。）がある。JCEPは、研修プログラム及び研修状況の評価を行い、研修プログラムの改善及び良い医師の育成に寄与することを目的として、平成19(2007)年に設立された団体である。

○JCEPは、臨床研修省令及び医師臨床研修指導ガイドラインを踏まえて策定された評価基準に基づき、臨床研修病院の研修プログラムについて書面調査・訪問調査を実施した上で評価を行っている。評価結果が一定の水準に達していると判断される場合は、当該病院を認定しており、令和6(2024)年3月現在、基幹型病院の約3割に相当する297病院が認定されている。

○一方、各大学の医学部における卒前教育については、その充実・向上を図る観点から、一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)による外部評価が行われている。具体的には、世界医学教育連盟(WFME)の国際基準を踏まえて策定された評価基準に基づき、自己点検評価報告書等の書類の精査及び実地調査を通じた評価が行われており、評価結果を踏まえ、令和6(2024)年2月現在、医学部を設置する大学（防衛医科大学校を含む。以下同じ。）の約9割に相当する77大学が認定されている。

〈見直しの方向性〉

○卒前・卒後の医師養成は、医療現場を中心として一貫して行われることが重要である。卒前教育における外部評価の取組の進捗状況を踏まえれば、

卒前教育に引き続く臨床研修においても、これまで以上に第三者評価の受審を促進し、各基幹型病院における研修の質の維持・向上及び研修環境の整備を推進することが必要であると考えられる。

- 一方で、第三者評価を受審する病院は、金銭的成本及び人的コストを負担しなければならないことに留意する必要がある。特に、人的コストについては、病院内の様々な職種の職員による受審準備の過程自体が、研修の質の維持・向上を図る上で有益であるものの、当該病院の規模等によっては過重な負担となり得ることが指摘されている。このため、現段階において、第三者評価の受審を全ての基幹型病院に義務付けることは困難であると考えられる。
- このため、引き続き、第三者評価の受審については、基幹型病院の判断に委ねることとするものの、より一層の受審促進を図る観点から、厚生労働省においては、当面、基幹型病院の半数程度が受審することを目標として、例えば、以下のような方策を講じることが適当であると考えられる。
 - ・臨床研修省令において、第三者評価の受審及び受審結果の公表を努力義務として規定すること。
 - ・医師臨床研修費補助事業により、第三者評価を受審し、受審結果を公表する基幹型病院に対してインセンティブを付与すること。
 - ・各都道府県が、基幹型病院に募集定員を配分する際に、第三者評価の受審状況を考慮するものとする。
- 併せて、JCEPにおいては、評価の質の向上及び受審する病院の負担軽減を図る観点から、受審した病院からの意見を踏まえつつ、以下の点を含め、評価方法等について検討することを期待したい。
 - ・訪問調査を行うサーベイヤーの質及び人員の充実方策
 - ・4年間としている認定期間の在り方
 - ・各病院の規模や所在する地域等の差異を踏まえた評価基準の在り方

○厚生労働省令第四十号

医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の八の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第十二条（略） （第三者評価及び評価結果の公表） 第十二条の二 基幹型臨床研修病院の管理者は、臨床研修の実施状況について、当該基幹型臨床研修病院の職員以外の者であつて臨床研修に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受けるとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>	<p>第十二条（略） （新設）</p>

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

① 施策の目的

- 平成16年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策を支援し、もって地域において安心・信頼してかけられる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		○

③ 施策の概要

- 令和8年度の臨床研修から開始される広域連携型プログラムの作成・調整を行うため、広域連携型プログラムを設置する基幹型臨床研修病院のプログラム責任者等に係る経費を支援する。
- 臨床研修病院の質の維持・向上を図るために必要な第三者評価を受審する基幹型臨床研修病院の受審経費について支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施対象
医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき都道府県知事の指定する病院(臨床研修病院)
- 補助率: 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 広域連携型プログラムに係るプログラム責任者等経費を支援することで、質の高いプログラム作成に寄与し、研修医の質の向上を推進することが見込まれる。
- また、第三者評価受審に係る経費を支援することで、臨床研修病院の質の向上を推進することが見込まれる。